中之島公園水辺利活用促進事業

「水辺のまちあそび」

運営事業者　募集要項

水都大阪コンソーシアム

目　　次

1．中之島公園水辺利活用促進事業「水辺のまちあそび」
運営事業の概要 ･････ Ｐ 1

2. 事業実施にかかる条件 ･････････････････････････････････････ Ｐ 4

3. 応募者の要件 ･･･ Ｐ 8

4. 応募の手続き ･･･ Ｐ 9

5. 運営事業者の選定方法 ･････････････････････････････････････ P12

6. 契約等に関する事項 ･･････････････････････････････････････ P14

7. 提出先、問合せ先 ･･ P15

中之島公園水辺利活用促進事業「水辺のまちあそび」 運営事業者　募集要項

1. 中之島公園水辺利活用促進事業「水辺のまちあそび」運営事業の概要

1－1　趣旨

水都大阪コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という）は、水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」を実現するため、「水と光のまちづくり推進会議」より示された基本方針に基づきオール大阪で取り組みを進めている。

本事業は、「水の回廊」・東西軸の重点エリアにある中之島公園とその周辺において、平成 30 年度～32 年度の 3 年間、船が行き交う日常風景の定着化を意識しつつ、舟運と連動した水辺のにぎわいづくりに資する事業を展開し、平成 32 年度には多くのプレイヤーの参加と民間ビジネスの創出による定常的な水辺・水上のにぎわいがつくられていることをめざす。

※水都大阪コンソーシアムに関する詳細は以下を参照のこと。

http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/press/290213suito.pdf

※水の回廊：大阪市内都心部を流れる川（堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川）

1－2　基本方針・事業内容

本運営事業者は、以下の方針を理解のうえ、事業を展開するものとする。

（1）基本方針

1)　世界に誇る「水と光のシンボル空間」の実現

東西軸を中心とした水の回廊を船が行き交い内外の人々が水辺で集い憩う、世界に類を見ない水都大阪の修景をめざす。

2)　多彩な民の参画とビジネス創出・活性化

（2）具体的な事業内容

1）水と陸をつなぐ舟運との連動

・中之島を拠点とした水辺のにぎわいと連携した舟運事業の企画・実施（拠点をつなぐ、周遊するクルーズなど）

※H29 年度実績例：秋の中之島バラクルーズ、各イベント連携の中之島周遊クルーズ　など

2)－1　公共空間の継続的活用

・「水辺のまちあそび」として、水辺のにぎわいの定常化に資する事業を実施

・来場者サービスに資する誘致イベントや飲食事業など、自走式のモデル事業を展開

2)－2　にぎわいの総合プロデュース

・周辺イベントとの連携企画の提案・実施

※H29 年度の実績例：水都大阪フェス、大阪クラシック、中之島公園バラ開花など

3)　効果的な広報の実施

・実効性の高い手法・タイミングによる広報PRを展開するとともに、周辺イベント等との広報連携の企画・実施

4)　中之島水辺の利活用会議の事務局機能

・水都大阪のイメージの共有とルールづくり

・水都大阪や中之島公園に親しみを持つプレイヤーの創出と、より多くのプレイヤーが参画する仕組みづくり

1－3 運営事業者募集の概要

趣旨と基本方針を踏まえ、コンソーシアムが主催する「水辺のまちあそび」における事業運営全般を担う事業者（以下、「運営事業者」という。）を募集する。

※ 本事業は、大阪府議会における「平成 30 年大阪府一般会計予算」並びに大阪市会における「平成 30 年大阪市一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業であり、予算の成立をみなければ、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しない。

運営事業者は、中之島公園やその周辺で船が行き交う日常風景の定着化を意識しつつ、舟運と連動した水辺のにぎわいを創出するための事業を企画・実施する。事業実施にあたっては、コンソーシアムと協議し、承諾を得たのちに、公共空間を活用するために必要な占用許可等の手続きを経て、事業実施に必要な設備や機材などを調達・整備し、事業運営するものとする。

また、水の回廊やその他周辺エリアにおいて開催されるにぎわいイベント等と、広報活動をはじめ積極的に連携しながら取り組むものとする。

（1）土地及び設置物の管理形態

1） 公募区域となる公園敷地等は、運営事業者が大阪市から占用許可を受け占用料を納付する。

2） 公募区域のうち中之島公園は全域河川法の適用を受けるため、河川一時使用又は河川一時占用の申請が必要となるため、手続きを行うこと。なお、河川占用料についても内容によって発生する場合があるため、留意すること。

3） 運営事業者が設置する設置物は、運営事業者が所有し、その管理責任を負うものとする。

・にぎわいを創出するプログラムの実施に必要となる設置物
・飲食サービス利用者及びイベント来場者への便益施設（テーブル、客席等）
・仮設厨房及びストックヤード等の飲食サービス提供等事業用設置物
・その他、事業者が提案し、設置する設置物

（2）費用の負担

1） 設置物にかかる資材等の調達、設置、維持管理・運営、撤去、占用敷地の原状回復にかかる一切の費用は、運営事業者の負担とする。

1－4 公募提案可能区域

<table>
<tr><td>所在地
公募提案可能区域</td><td colspan="2">大阪市北区中之島一丁目
中之島公園その他周辺※
※主な公募提案可能区域は下図を参照（舟運の航行範囲は除く）として、水の回廊やその他周辺エリアにおいても、実施にあたって調整する可能性があれば、この区域に限らず提案することは可能とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">考慮すべき条件、
法規制等</td><td>準防火区域</td><td>河川法</td></tr>
<tr><td>都市計画公園区域：都市計画法</td><td>都市公園法</td></tr>
<tr><td>道路法</td><td>風致地区</td></tr>
<tr><td>消防法関連</td><td>保健衛生関連</td></tr>
<tr><td>建築基準法関連</td><td>興業場法関連</td></tr>
<tr><td>屋外広告物条例</td><td>景観法
（景観公共重要施設指定区域）</td></tr>
</table>

1－5　事業委託予定期間、および契約方法

平成 30 年 4 月（契約日以降）から、平成 33 年 3 月末までの 3 年間を予定しているが、事業委託契約については毎年度の予算成立を前提とするものであり、年度毎に締結する。

【留意事項】

発注者は各年度の受託者の業務内容を評価したうえで、次年度の契約締結の可否を判断し、その結果を受託者へ通知する。その際、年度毎の業務内容の評価により、発注者が、業務を継続することが適当でないと認めるときは、上記事業委託予定期間の途中において業務委託契約を解除することがある。

この場合において、受託者が被る損害等に対し委託者は補償しない。また、契約解除に伴い発注者が被る損害等については受託者に賠償を求めることができるものとする。

1－6　事業経費等

事業実施に必要な経費は以下のとおりとし、2－1～8の条件が達成できる金額としている。

1)平成 30 年度については、本事業の契約料　6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2)実施するにぎわいプログラムや飲食事業などからの収益

3)企業協賛金や事業協力金等

【留意事項】

・平成 30 年度の契約料については、大阪府・大阪市の平成 30 年度予算編成過程で変更となる場合がある。変更となった場合は、発注者から契約可能上限額を通知するため、別紙「水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」に基づき見積書を再度作成し提出すること。

・前年度の業務内容評価により、次年度の契約を締結する場合の委託上限額は、平成 31 年度については契約料 5,500,000 円、平成 32 年度については契約料 4,500,000 円（いずれも、消費税及び地方消費税を含む）とすることを想定している。ただし、各年度の予算状況等によって変更となる可能性がある。

1－7　事業スケジュール（予定）

運営開始までの概ねのスケジュールは以下のとおり。

スケジュール（予定）	内　容
平成 29 年 1 月 30 日（火） 平成 30 年 3 月 23 日（金）予定	運営事業者の募集開始 運営事業者の選定 （詳細は※4－1参照）
平成 29 年 4 月上旬以降	契約の締結（コンソーシアムと運営事業者） 諸官公庁への関係協議、設営 各種提案内容の実施

2. 事業実施にかかる条件

2－1　提案条件

1) 水辺のにぎわいと連携した舟運の取り組みを提案すること。
なお、誘致事業者のイベント企画としても舟運と連動した開催となるよう調整を行い、実現性のある実施方法とすること。

2) 誘致事業等のにぎわいの事業計画を提案すること。ただし、飲食事業のみとならず、府民、市民が容易に参加できるイベントなども計画すること。　※昨年度までの取り組み事例は別紙A参照

＊入場料や飲食物販等の収入を見込むイベントは可能とするが、高額な出店料や入場料、参加料などを徴収しないこと。

＊誘致事業等については、 人々が水辺に集い憩えるにぎわいとなるよう実施すること。
また、舟運から見える景色を意識した設営とすること。

3) イベントでは、文化・芸術・スポーツ・健康・いのちなどのテーマについても検討すること。

4) 水都大阪・中之島ならではの特色・魅力となる企画を検討すること（ストーリー性のある企画）。

5) 中之島公園で実施されるコンソーシアムや大阪府・市、他の団体等が主催するイベント・事業と連携を行うこと。ただし、連携する事業の内容については、本事業契約後、コンソーシアムと協議し決定すること。

【現時点で予定されている事業等（名称・時期等は変更となる可能性がある）】

・水都大阪フェス 2018
・舟運創造推進事業
・大阪市中央公会堂 100 周年記念事業
・大阪クラシック（9 月を予定）
・中之島公園バラ開花（春・秋）
・光のルネサンス（12 月を予定）

6) 広報においては、ホームページの開設や SNS 発信を行うこと。また、チラシ・ポスターを年 1 回以上作製することとし、その作成時期とねらいなどを提案すること。また、関係先との広報連携についても検討すること。
あわせて、インバウンドを意識し、多言語表記など、可能な取り組み内容を提案すること。

2－2　中之島水辺の利活用会議

これまでの「水辺のまちあそび」の実績をふまえ、さらに多くのプレイヤーの参画や民間ビジネスの創出によって、舟運の創出に寄与することや、人々が集い憩う定常的な水辺のにぎわいをめざし、中之島水辺の利活用会議を設置する。

取り組み内容については、コンソーシアムと協議の上、事務局を担う。　※別紙Bモデル図参照

1) 水都大阪や中之島公園に親しみを持つプレイヤーの創出

・水辺の利活用のあり方を検討し、プレイヤーが水都大阪のイメージを共有できるようなルールづくりに取り組むこと。

・中之島公園で行う事業について実施事業者や団体等が連携・協力できるような、ゆるやかなネットワークづくりに取り組むこと。

・趣旨に賛同するプレイヤーを創出していくためのオープンな窓口をつくること

2) 会合や一体的な催しの開催（公共空間の水辺を良くする取組への参加・協力を含む）や協働の広報等に取り組むこと。

2－3 にぎわい事業の提案にあたっての必要条件

1) 各誘致事業者やイベントに伴う出店店舗などを管理すること。

2) 適正に運営するために必要な体制を構築し、十分な運営要員を確保・配置すること。運営要員の休憩場所等は運営事業者で準備すること。

3) 排他独占的な公園使用につながるイベントなどは実施しないこと。

4) 未成年の飲酒防止対策を講じること。

5) 公序良俗に反するにぎわいプログラムや飲食サービス等の提供・販売を行わないこと。

6) 混雑時は公園利用者及び参加者の誘導整理を行い、歩行者動線の確保や雑踏に対する対応を行うこと。

7) 台風や荒天時等においては、気象情報を収集し現地状況により参加者や第三者への被害を及ぼすことのないよう、開催の可否を判断するとともに、設置物等への安全対策等（移動や撤去）の必要な措置を行うこと。

8) 別途、計画される水都大阪のイベント事業や「光のルネサンス」、文化・スポーツ事業などと、場所が輻輳することがないように調整を図ること。

9) 公園管理者をはじめとする行政協議の結果や、中之島周辺の既存事業者との調整により、提案した事業すべてが実施できるものではない。

10) 協賛広告などを収益とする場合においては、公園占用料とは別に使用料が必要となる場合がある。

11) 設置物や販売行為、イベント等に関して生じたトラブル（事故・苦情等）については、運営事業者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故等、重大なものについてはコンソーシアムに速やかに報告するとともに、対応について協議すること。

12) 事業の企画内容や進捗状況、実施内容について、月 1 回以上コンソーシアムに報告すること。

13) まちあそび期間中の来訪者に対するアンケート（満足度調査など）と、中之島水辺の利活用会議参加者に対するアンケート（意向調査など）を実施し、回答内容をプログラム毎に集約し分析を行ったものを提出すること。

なおアンケート内容については、コンソーシアムと協議のうえ作成すること。

2－4 基本事項

1) 施設等設置可能区域は、1－4に示す公募提案可能区域とする。ただし、施設等設置可能区域は、技術的条件や関係機関との協議状況などにより、位置の変更など調整を要する場合がある。

2) 本業務の実施にあたっては、河川法、大阪市公園条例、道路法、屋外広告物条例、準防火地域関連、風致地区関連、景観法、消防法関連、保健衛生関連、建築基準法関連など各種関係法令・条項等を遵守すること。

3) なお、大阪市公園条例第 3 条（行為の禁止）で規定する（9）他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすることに該当する代表的な項目として、無人航空機（ドローン・ラジコン機等）や調理場所を明確に区画されない飲食事業等は実施することができないため留意すること。

4) 関連する法令等については運営事業者が調査すること。また、法令等に必要な手続き、手続きに伴う費用は運営事業者の負担とする。

5) 占用許可等の事業実施に必要な関係機関との協議等は、コンソーシアムに事前に報告の上、行うこと。

6) 運営事業者は実施内容をコンソーシアムと十分協議したうえで、詳細な実施計画書を作成し、実施計画書に則って事業実施すること。

7) 年度ごとに、水辺のまちあそび全体の報告（各取り組みの事業報告や収支報告など）や成果の報告（来客数、アンケート結果など）を取りまとめ提出すること。

また、年度毎の評価に必要となる中間報告を提出すること。（評価時期は各年 12 月頃を予定）

※来場者数のカウント手法については、コンソーシアムと協議のうえ決定すること。

※中間報告など、コンソーシアムからの求めに応じて、途中集計結果を報告すること。

2－5 会場設置物

1) 建築確認申請を伴う建築物を設置する場合は、仮設構造物とし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に適合するものとすること。

建築確認申請に必要となる協議・調整や申請手続き等の時間を十分に留意すること。

（過去の実績：完成検査まで約 2 か月程度）

また、建築確認申請に係るすべての費用は運営事業者の負担とする。

ただし、設置期限については、他のイベント等の開催状況により前後する可能性はある。

2) 往来者や公園管理者関係車両等の通行を確保するため、約 3m の通路を確保すること。また往来者や自転車の障害とならないよう対策を講じ、安全面やいたずら等への対応についても十分に検討すること。

3) 点字ブロック上、および、その付近 60cm 程度には、設置物や障害物を置かないこと。

4) 公募区域内の設置物は、1 ㎡あたりの上載荷重を 1t 以下とすること。

5) 設置物は仮設とするため、基礎工事を必要とする土地に定着する形態は不可とする。

6) 設置物の外観については、中之島公園は景観重要施設に位置付けられているため、関係機関との協議に基づき、周辺施設の景観に対して配慮されたものとすること。詳細は以下参照。

http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000408/408484/kouen.pdf

構造物の設置については公園管理者と十分協議するものとする。

また、公募区域は風致地区であり、風致地区関連の諸条件に十分配慮すること。

7) 飲食提供の運営に必要なインフラ（上下水道及び電気、ガス等）については、運営事業者が準備することとする。ただし、インフラは仮設仕様の形態とすること。

8) 出店店舗、上下水道設備、発電機又は電源車、音響設備・照明設備・その他資機材（サイン等）等の設置物を設置する位置は運営事業者が提案し、技術的条件や関係機関との協議状況などをコンソーシアムに報告すること。

9) 飲食事業などを実施する場合は、便益施設（トイレなど）に十分配慮すること。

10) 発電機又は電源車の燃料は適宜補給するものとし、エリア内の燃料タンク等の放置は不可とする。

11) 発電機又は電源車等は周囲から見えないよう保全対策を行うとともに、消防署等に保全および安全対策に必要な届け出等を行うこと。

12) 音響設備・照明設備・イルミネーション・その他資機材（サイン等）を設置・使用する場合は、周囲のへの影響などに十分に留意するとともに、公園利用者の動線の妨げとならないように留意すること。

13) 設置物の設置に伴い、公園植栽への散水等が困難になった場合、植栽への日常的な散水管理を運営事業者が実施すること。

14) 公募提案可能区域のうち、難波橋以東はイベントなどに使用する常時電源が無いため、電気が必要な場合は、大阪府所有の臨時高圧受電設備（既存設備にて低圧に変換し使用可能）を協議により1年を超えない範囲で使用することができる。

ただし、使用に際しては、臨時電源及び高圧受電であることから、関西電力㈱への開設手続き及び電気関連法令・諸基準に基づき必要となる耐圧試験等の実施、経済産業省への届出を行うこと。（約2か月程度必要）

また、使用期間中は月次点検が必要となるため実施すること。

なお、臨時電源の開設に必要となる手続き及び月次点検などに必要となる費用は、運営事業者の負担とするが、電気を使用する各誘致事業者等と按分することは可能とする。

2－6 設置撤去及び搬入出

1) 設置撤去及び搬入出については、搬入出車両の管理及び誘導を行うこと。

2) 区域内では、日曜・祝日の10時から16時まで車両の乗り入れができない。なお、その間車両の乗り入れを行う場合は、所轄警察署へ通行禁止道路通行許可申請を行い、許可を得なければならない。

3) 公園内へ搬入出等のための車両進入が必要な場合は、事前に公園管理者へ申請を行うこと。

4) 公園内の車両の総重量は（積載荷重共）4t 未満とし、通行速度は時速5km 以下にて、ハザードランプを点滅させ徐行するとともに公園施設や公園利用者に十分注意して通行すること。
なお、車両通行に際して公園施設を損傷させた場合や、第三者へ被害を与えた場合は、運営管理者において誠実に対応するとともに、コンソーシアム及び公園管理者へ速やかに報告を行うこと。

5) 運営事業者は、設置撤去にあたり必要となる関係機関等への届出等を、法令、条例の定めにより実施しなければならない。

6) 運営事業者は設置撤去にあたって、周辺で関連工事等が行われる場合は当該事業者と密に連絡調整を行い、設置撤去の円滑な進捗を図るとともに、境界部分等については相互に協力し全体として支障のないものとしなければならない。

7) 公園施設、芝生や樹木などを傷つけることのないよう、設置撤去時は養生を施すなど細心の注意を払うこと。万一損傷を与えた場合は、公園管理者等の指示に従い、運営事業者の責任において復旧することとし、コンソーシアムは一切の責任を負わない。

8) 設置撤去中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓および保安に努めなければならない。

2－7 安全対策

公募区域は公園敷地内であるため、災害時等に備えて緊急連絡体制等を構築すること。また災害時には、公園利用者やイベント参加者の安全を第一優先にした初期初動対応を行うこと。その他、公園管理者の指示に従うこと。

2－8　工事予定、および、使用不可となる範囲等

期間中に工事等が予定されており、使えない場所や通行等に配慮が必要な場合があるので、留意すること。ただし、工事については変更される場合がある。　※別紙C参照

1）中之島公園の護岸工事と使用不可の範囲(予定)

第1期：淀屋橋～梅檀木橋（H29年12月～H30年8月末予定）

市役所南側の女神像前広場は使用不可

第 2 期：梅檀木橋～難波橋（H30年10月～H32年8月末予定）

水上劇場、および、その周辺は使用不可

第 3 期：芝生広場　　（H32年11月～H33年8月末予定）

芝生広場全体は使用不可

2）「(仮称)こども本の森　中之島」建設工事（計画）

中之島公園内・大阪市立東洋陶磁美術館東側（H30～H31年度）

3. 応募者の要件

応募者は次に示す条件をすべて満たすこと（グループで申し込む場合は、全ての構成員が次に示す条件をすべて満たすこと）。

1）民法及び会社法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ）に基づく単独の法人又は民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループ（以下「グループ」という）であること。また、単独の法人又は複数法人で形成されるグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。

2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者。

3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けたものが、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という）第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）にかかる新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という）第 30 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む）を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。

5）自己又は自社の役員・関係者等が、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当していないこと。

6）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

7）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

8）直近1カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税、地方消費税及び大阪市内に事業所を有する場合においては大阪市税を完納していること。

4. 応募の手続き

4－1 募集等のスケジュール

1) 応募開始　平成 30 年1月 30 日(火)
2) 説明会参加申込締め切り　平成 30 年2月 9 日(金)17 時まで
3) 説明会の開催(質問受付開始)　平成 30 年2月 13 日(火)14 時から
4) 質問受付締め切り　平成 30 年2月 20 日(火)17 時まで
5) 質問に対する回答　平成 30 年2月 26 日(月)予定
6) 応募書類の提出締め切り　平成 30 年3月 12 日(月)17 時必着
7) プレゼンテーション・審査　平成 30 年3月 23 日(金)予定
8) 結果通知　平成 30 年3月下旬(予定)

4－2 募集要項の配布方法

募集要項は、コンソーシアム、大阪市、大阪府のホームページに掲載する。

4－3 説明会の開催

本件募集にかかる説明会を下記のとおり開催する。この説明会に出席しなくても本事業に応募することはできるが、募集時以降の最新情報を提供する場合があるため、可能な限り説明会に出席することが望ましい。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書【別紙1】に必要事項を記入し、2月9日(金)17時までに FAX にて本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで送信すること。送信後は着信の確認を電話にて担当事務局へ行うこと。

1) 開催日時　平成 30 年2月 13 日(火)14 時
2) 開催場所　大阪府咲洲庁舎 38 階 大阪府 府民文化部会議室
3) その他　当日は、募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。会場の都合により、出席者は 1 社につき 2 名(1 グループ最大 4 名)までとする。

4－4 応募に関する質問

(1)質問方法

1)質問票【別紙2】に必要事項を記載のうえ、本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで電子メールで送信すること。

また、共同企業体で応募する場合は、代表構成員がとりまとめて送信すること。

2)質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で確認を行うこと。

3)口頭、電話、FAXでの質問は一切受け付けない。

4)電子メールの「件名」に【質問書】「水辺のまちあそび」運営事業者募集について」と記載し送信すること。

5)補足資料等のファイルを添付する場合は、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビPDF形式とすること。なお、電子メールのサイズは1MBを限度とする。

(2)受付期間

平成 30 年2月 13 日(火)説明会終了後から平成 30 年2月 20 日(火)17 時まで
締め切り以降の質問は一切受け付けない。

(3)回答

受け付けた質問に対する回答は、平成 30 年2月 26 日(月)(予定)にコンソーシアム、大阪府、大阪市の各ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

4－5 応募書類の受付及び内容等

(1)受付期間

平成 30 年2月 27 日(火)から平成 30 年3月 12 日(月)17 時必着

(2)提出方法

提出期限までに本要項7に記載する「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

(3)必要書類及び提出部数

提出の際は、「①応募登録書類」と「②事業提案書類」は別ファイルとする。

1) 応募登録書類

名 称	様 式	部 数	内 容
(1)応募登録申込書	様式 1	1 部	所定様式に必要事項を記入
(2)誓約書	様式 2		
(3)共同企業体協定書	様式 3 (標準様式)	1 部	グループで申し込む場合のみ
(4)申込添付書類 ※		1 部	①会社定款又は寄附行為 ②商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書(提出日前 3 か月以内に発行) ③会社概要書 ④貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は、確定申告書(提出日前 1 年以内に発行) ⑤直近 1 ヵ年分の本店所在地及び大阪市(大阪市内に事業所を有する場合のみ)の市町村民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書(申請時点で発行から 3 か月以内のもの:写し可) ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合はその旨を記載した理由書(様式自由) ⑥消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))(申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可)
(5)事業実績調書	様式自由	1 部	本事業と同種及び類似事業の実績調書 (開催当たりの集客人数など)
(6)業務にかかる実施体制	様式 4	1 部	所定様式に必要事項を記入

※グループで応募する場合、すべての構成員について提出すること。

2) 事業提案書類

下記書類を正本 1 部、副本 10 部提出すること。

※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

種　類			内容・備考	書　式
表　紙				様式自由
目　次				様式自由
(1)企画審査項目			以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等でわかりやすく説明すること。	
	1)H30 年度の企画概要			
		○全体コンセプト、事業概要、アピールポイント	・水辺のまちあそびとして事業趣旨に沿ったコンセプトや提案事業概要、アピールポイント等を記載すること。	様式自由
	2)H30 年度の具体的な事業内容			
		○具体的な事業内容 ・誘致事業等の提案・水辺のにぎわいの広がりや厚みなどにつながる提案企画	・舟運事業の企画について記載すること ・誘致イベント内容等について記載すること ・他が主催するイベントとの連携提案なども含め記載すること ・協賛広告なども提案があれば記載すること ・広報の方法、時期・タイミングについて記載すること	様式自由
		○中之島水辺の利活用会議の運営	・中之島水辺の利活用会議の取り組み内容・実施方法等について提案すること	様式自由
	3）H31 年度、H32 年度の発展の方向性			
		○改善の内容	・H30 年度に実施した内容の継続性や、H31 年度、H32 年度に発展させたい項目、取り組み方等について記載すること（中之島水辺の利活用会議を含めて）	様式自由
(2)事業運営力審査項目				
	1）運営計画（運営に関する条件提示）		運営体制、コンソーシアムとの連絡体制、工程表を記載すること（中之島水辺の利活用会議を含む）。 工程表　諸官公庁等への協議開始から、施設物設置、撤去、公園管理者復旧立会までがわかるように記載すること。	様式自由
	2)H30 年度収支計画		事業収支計画を記載すること。	様式自由
	3)H30 年度提案金額見積書		希望する契約料について記載すること。	様式 5
	4)H31 年度、H32 年度の予定		H31 年度、H32 年度の予定している委託料について、H30 年度収支からの変更の見通し、計画	様式自由

(4)事業提案書類等の取扱い

1) 著作権

事業提案書類、その他応募者から提出された書類(以下、「事業提案書類等」という。)の著作権は、応募者に帰属する。ただし、コンソーシアムが必要と認めるときは、事業提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。ただし、契約に至らなかった応募者の事業提案書類については、運営事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外に原則使用しない。

2) 提出書類の取扱い

事業提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合、及び大阪府や大阪市の関係条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

3) 提出書類の返却

提出された応募提案書類等は返却しない。

4) 事業提案書類等に使用する言語は日本語とする。

5) 応募にかかる経費は全額応募者の負担とする。

6) 書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合がある。

(5)その他

当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合には、コンソーシアム、大阪府、大阪市のホームページに掲載するので定期的に確認すること。なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、応募者が被った損害については、コンソーシアムは一切の責めを負わない。

5. 運営事業者の選定方法

5－1 審査方法

事業提案書類等及び応募者によるプレゼンテーションにより審査する。プレゼンテーション(平成 30 年3月 23 日予定)は、30 分程度(質疑応答を含む)で実施を予定している。なお、プレゼンテーションにあたっては、事業提案書類等のみを使用すること。

審査は次の審査項目に基づき実施し、最優秀提案者を選定する。ただし、審査の結果、評価点が全体の 60%に満たない場合は、選定しないことがある。また、審査は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

5－2 審査の項目

事業提案を審査する際の項目は以下の通りとする。

【選定基準】

審査項目	審査のポイント	配点
水辺のまちあそびの企画力	・水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」の趣旨等を十分に理解し、提案事業がブランド向上や地域活性化に資する効果的な内容となっているか。 ・船が行き交う日常風景の定着化につながる舟運の提案及び、公共空間のにぎわいの定常化をめざす取り組みとなっているか。 ・中之島公園と公園を囲む川、建築物等との周辺景観との調和、並びに舟運から見える景色を意識した設営等の展開が期待できるか。 ・水都大阪・中之島ならではの特色・魅力となる企画があるか（ストーリー性）。 ・広報の計画は、効果が期待できるものとなっているか。 ・サイン等の多言語表記やきめ細かな接遇を行うなど、国内外からの来場者への十分なおもてなしが期待できる提案となっているか。 ・事業関連の収入や協賛金の獲得など、一層の民間活力の導入が期待できる取り組みとなっているか。	30 点
中之島水辺の利活用会議の運営力	・運営の手法、取り組み予定により、効果的な会議の運営が期待できるか。 ・水辺を良くする取組への参加・協力の視点があるか。	10 点
H30 年度、H31 年度への継続力・発展力	・水辺のにぎわいの定常化に資する自走式のモデル事業となりうる提案となっているか。 ・3 年間の継続実施による事業効果が見込める内容となっているか。 ・委託料の減額(見込み)に対応できる計画となっているか。 ・H30、H31 年度についても、水辺のまちあそびのにぎわい、および、中之島水辺の利活用会議が継続して実施できることが見込まれるか。	20 点
運営力	・開催期間中の会場運営、店舗、衛生管理・現状復旧、安全対策などを確実かつ効果的に遂行できる運営体制やスケジュールを含む運営計画等となっているか。 ・提案内容は高い実現性を有すると考えられるか。	30 点
H30 年度の提案価格	・次の計算式により評価点を算出 満点（100 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※提案価格は、募集要項に定めた 650 万円（税込）を上限とする。	10 点
	合計	100 点

5－3 ヒアリングの実施

審査にあたり、必要に応じて、応募者に対して内容の説明を求める場合がある。

5－4　結果の通知及び公表

結果は、全ての応募者に通知（共同企業体で応募した場合は、その代表に通知）する。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

5－5　結果等の公表

全応募提案者に通知する。また、次の内容についてコンソーシアム HP で公表する。

1）契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）
2）全応募提案者の名称（申込順）
3）全応募提案者の評価点（得点順。応募提案者が2者の場合、次点の者の評価点は公表しない）
4）事業者選定委員会委員の氏名
5）全体公表（議事の要旨）
（コンソーシアムの HP アドレス）　https://suito-osaka.jp

5－6　失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。

1）応募者がコンソーシアムの関係者及び審査員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
2）他の応募者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。
3）運営事業者選定終了までの間に他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
4）応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
5）応募者が応募受付日から契約締結日までの間に「3. 応募者の要件」の応募資格の条件に該当しなくなった場合。
6）プレゼンテーション審査を欠席した場合。
7）2 案以上の企画提案をした場合（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）
8）別紙「水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」に違反した場合。
9）その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

5－7　応募者が1者又は無い場合の取り扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。ただし、応募者がない場合は本件の公募を中止する。

6. 契約等に関する事項

6－1　契約の締結等

1）受注予定者と契約を締結できない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、5－2において、評価合計点が全体の 60%に満たない提案者は除く場合がある。
2）契約後、事業者の責めに帰すべき事由により業務が開始されない又は事業提案時の施設等が設置されない場合は、契約を解除するとともに、運営事業者は契約書に定める違約金を支払うこと。
3）施設完成後、事業から撤退する場合は、運営事業者が施設、設備等の撤去のうえ原状回復すること。

６－２　その他

本要項に記載のない事項は、契約締結時に別途、受注予定者とコンソーシアムとで協議のうえ、決定する。

7. 提出先、問合せ先

担当:水都大阪コンソーシアム

住所:〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階

電話:06-6210-9311　FAX:06-6615-6300

E-mail:info@suito-osaka.jp

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。

別紙

水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得

（目　的）

第１条　この心得は、水都大阪コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　応募提案者及び契約候補者は、関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

（公正な応募提案の確保）

第３条　応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行うこと。

(2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（募集要項等の熟知）

第４条　応募提案者は、コンソーシアムの企画提案募集要項及び業務仕様書に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、応募提案しなければならない。提案時に、募集要項及び業務仕様書等について疑義があるときは、コンソーシアムが指定した方法によりコンソーシアムに対し説明を求めることができる。

（見積書の作成等）

第５条　契約候補者は、コンソーシアムが指定した様式により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

２　見積書が、見積依頼書、その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積書は無効とする。

３　見積書を提出した後は、訂正することはできない。

4　前各項の規定は、コンソーシアムが別に指示する場合は、適用しない。

（見積りの辞退）

第６条　契約候補者は、第 11 条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、コンソーシアムの承認を得て、見積りを辞退することができる。

2　契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、コンソーシアムが指定した様式により見積り辞退承認申請書を作成し、コンソーシアムへ提出するものとする。（なお、応募提案者が、期限までに提案書等の提出をしない場合は、応募提案者とならないので、辞退のための申出は不要である。）

3　見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

（見積りの取り止め等）

第７条　契約候補者が第２条又は第３条の規定に抵触する疑いがあるとコンソーシアムが認めるときは、契約の相手方としないことがある。

2　前項の場合において、コンソーシアムが調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

（見積書の再作成）

第８条　契約候補者が提案上限金額以内の見積りをした場合であっても、再度、見積書の作成を依頼することがある。

2　前項の場合において、見積書の再作成の依頼を受けた契約候補者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

（見積書の無効）

第９条　次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 契約候補者以外の者がした見積り

(2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り

(3) 記名押印を欠く見積り

(4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

(6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り

(7) コンソーシアムから示した条件以外の条件を付した見積り

(8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

（契約の相手方の決定）

第１０条　契約候補者が提案上限金額の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

２　前項による契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者がいる場合は、第５条から第 10 条前項までの規定を準用する。

（契約の手続き）

第１１条　前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

（契約書等の提出）

第１２条　契約相手方は、コンソーシアムから交付された契約書に記名押印し、これをコンソーシアムに提出しなければならない。

２　記名押印した契約書を提出しないときは、契約相手方としての資格を失う。

（異議の申立）

第１３条　契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第１４条　その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、コンソーシアムの指示に従うこと。